

LP ガスの取引適正化・料金の透明化に向けた取り組み宣言

浜田ガス株式会社は、エネルギーと暮らしのより良い提案者として地域の持続可能な未来に貢献するために様々な取り組みをしてまいりました。この度液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の施行規則の一部の改正省令が公布されたことを受け、弊社は以下の通り改正省令を遵守し、LP ガスの取引適正化及び料金の透明化に向けた取り組みについて宣言いたします。

1. 過大な営業行為の制限

- ・設備の無償貸与などの過大な営業行為を行いません。
- ・他の LP ガス事業者への切り替えを制限する契約の締結を行いません。

2. 三部料金制の徹底

- ・弊社の LP ガス料金は「基本料金」「従量料金」「消費設備料金」からなる三部料金制へ移行しました。
- ・LP ガス消費とは関係のない設備の費用は、LP ガス料金に計上しません。
- ・賃貸住宅において、LP ガスを消費する場合に用いられる設備費用についても LP ガス料金には計上しません。 ※個別にリース契約等を契約する場合を除く

3. LP ガス料金等の情報提供

- ・弊社は賃貸物件への入居者に対し、不動産管理会社様等と連携し、入居契約前の LP ガス料金提示に努めます。

浜田ガス株式会社は、お客様が安心して LP ガスの供給を受けられる環境を整備するとともに、LP ガス販売事業の健全な発展に取り組めます。

2025 年 3 月 5 日
浜田ガス株式会社